

要望事項	回答
<b>1. ポストコロナにおける雇用・生活対策（ポストコロナ政策）</b>	
（1）エネルギー価格・物価高騰に対する支援強化	
①エネルギー価格・物価高騰が生活へ与える影響の大きい低所得者等への財政支援の継続。	低所得者等への財政支援として、住民税非課税世帯を対象とした給付金を実施しています。住民税均等割のみ世帯への給付金や子ども加算、新たに非課税等となる世帯への給付金など、国の制度に基づき、引き続き、財政支援を継続していきます。
②学校給食費の物価高騰分の助成等、子育て世代への支援	物価高騰による給食費改定分（増額分）については、2024（令和6）年度につきましては保護者に転嫁することなく、公費負担で賄っていきます。
（2）5類移行に準じた医療体制整備	
①新型コロナウイルス感染症5類移行にともない新たに診療に対応する医療機関への支援	必要時、国や県等と連携を取りながら対応していきます。
②従事者の安全確保と負担軽減対策への支援	必要時、国や県等と連携を取りながら対応していきます。
<b>2. 誰もが安心して働き続けられる環境整備（雇用・労働政策）</b>	
（1）誰もが安心して働ける環境の整備	
①求職者と人材不足業界とのマッチング支援強化	現在、企業の合同説明会への参加や求人情報誌への求人情報の掲載などに対し中小企業活性化補助金を交付することで、企業の人材確保事業を支援しています。 今後も、同事業の実施により求職者と人材不足業界とのマッチング支援を進めるとともに、企業の状況把握に努め、他の支援策についても検討していきます。
②高齢者や障がい者が活躍できる機会の提供に取り組むとともに、安心して働ける職場環境整備	高齢者が役割を持って社会参加できる場を就労的活動の場とし、ボランティアやコミュニティ、シルバー人材センター等、活動の場を提供できる団体等と、就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングする、就労的活動支援コーディネーターを配置しています。高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、高齢者が活躍できるよう支援します。
③外国をルーツとする労働者に対し、多言語での情報の提供と母国語による相談・支援体制の整備・拡充	ポルトガル語、英語・タガログ語通訳2名に加え、2022（令和4）年度から外国人の来庁が多い延長業務日のみ、ポルトガル語通訳1名を配置し、来庁する外国人への通訳、翻訳及び相談業務を行っています。 また、ポルトガル語、英語・タガログ語以外の言語には、三者間通訳機器を導入し、中国語、ベトナム語など15言語に対応しています。その他にも、行政情報や生活情報を掲載した外国人向けの広報誌を年4回、ポルトガル語及び英語で作成し、町内各施設で外国人の方が手に取れるよう設置するとともに、ホームページ及びカタログポケットにも掲載しています。 ボランティア団体への委託によって、県営東浦住宅集会所では、年間24回以上、土曜日に日本語教室を、年間72回以上、水曜日と土曜日に子ども日本語教室を開催しています。また町内コミュニティセンターでは、年間24回以上、日曜日日本語教室を開催しています。 今後も、在住外国人の方が言葉の壁等により地域から孤立することのないよう支援します。

<b>(2) 中小企業への支援強化</b>	
①適正取引・価格転嫁にむけた実効性ある取り組み	町が所掌する事務権限では、単独で実効性のある取り組みを行うことは難しいです。そのため、国が各県に設置している「価格転嫁サポート窓口」を紹介するなど、関係機関と連携を取りながら中小企業の価格交渉・価格転嫁のサポートを行っています。
②中小企業の振興にむけ、中小企業振興基本条例の制定と地域活性化にむけた実効性ある取り組み	中小企業振興基本条例は、あくまでも理念条例であり実効性を担保するものではありません。 本町では、条例が制定されておませんが、地域産業の健全な発展が地域住民の生活を支え、地域活性化につながるという考えのもと、中小企業に対する支援策を各種展開しております。 したがって、現時点では、中小企業振興基本条例の制定については考えておりません。
③DX、デジタル化とカーボンニュートラル目標達成に対して、取り組む産業・企業に対する支援	国におけるIT導入補助や、カーボンニュートラルに係る事業再構築補助を受けた事業者に対し、設備投資・販路開拓等補助金を交付し、事業者のDX、デジタル化とカーボンニュートラルを支援しています。 今後も、国・県の動向を見ながら、支援の検討を進めます。
<b>3. 誰一人取り残さない子育て環境と医療・福祉の構築（教育・医療・福祉政策）</b>	
<b>(1) 教育環境の整備・充実</b>	
①学習の機会均等にむけた学校の通信環境の強化と情報通信技術支援員の確保	はじめに、学校の通信環境の強化についてですが、2020（令和2）年度に校内LAN環境を整備し、GIGAスクール構想下での通信環境の整備を完了しております。それ以降、学校現場等からは、通信ネットワークの大規模な改修を要するような障害等の報告はありませんので、現在のところ、現状の通信ネットワークの構成を大きく改修する計画はありません。ただし、情報通信の分野は、日々進化発展を続けておりますので、学校においてもそれらに対応できるよう調査研究を進めてまいります。 次に、情報通信技術支援員についてですが、本町では、ICT支援員として、2023（令和5）年度から学校のICTを支援する者を配置しており、2024（令和6）年度も引き続きICT支援員の配置を継続する予定です。
②養護教員の複数配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置や連携体制の構築	生徒数に対し、養護教諭が少ない東浦中学校では、養護教諭の免許を持った者を町が雇用し、既に複数配置としています。 スクールカウンセラーについても、既に県教育委員会から派遣された5名の者が各校を巡回しています。また、各校に心の健康相談員1名が配置しており、子どもたちの相談に対応しています。スクールソーシャルワーカー（通称、こどもと親の相談員）については、学校教育課に2名配置し、日々、不登校、いじめ、虐待や貧困等の問題の把握に努めています。
③35人学級の拡大等、学校教育環境の変化に合わせ、給食センター等の学校関連施設の運営課題の確認と課題解決に向けた支援	学校施設においては、個別最適な学びや協同的な学びを推進していくためにもオープンスペースや少人数指導を行う上の教室の確保が課題と考えています。エアコン未設置等の課題もありますが、空き教室の利活用を進める等の対応を考えています。 また、学校給食センターでは、35人学級の拡大に向けクラス数が増えた場合の食缶やコンテナ等の確保が課題と考えています。課題解決に向けて、児童生徒数の把握に努め、35人学級の拡大によりクラス数が増えても対応できるように食缶等の準備を進めております。
④部活動改革にむけ、地域においてスポーツ・文化活動が実践できる環境整備	中学生が多様な文化・スポーツ活動に親しむことができる機会を確保するため、中学校で行われている部活動とは別に、町が運営し、地域の方が指導者となって活動する「ひがしうら地域クラブ」を2023年9月より立ち上げました。2024年1月現在、9種類の活動が町内の3中学校を拠点に行われており、今後も指導者や活動場所などの準備が整った活動から立ち上げていく予定です。 また、町内で活動しているスポーツ・文化活動団体にも協力要請し、活動情報等を取りまとめて生徒に提供することで、多様な選択肢の中から自ら活動を決定することができる環境を整えています。

(2) 子育て支援・子どもへの支援	
①幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働環境と処遇の改善、研修やスキルアップ制度などの環境整備	町立保育園において、ICT化の導入の検討をするとともに、保育士業務の見直しの一環として、保育記録の見直しを行い、保育士の負担軽減を行いました。環境整備や業務内容の精査だけでなく、年次ごとの採用保育士を集めて研修を開き、ひとりひとりの気持ちを受け止める機会づくりを行っています。 放課後児童支援員においては、有資格者の増員を目指し、計画的に研修の受講を行い、有資格者確保に努めています。 また、2022年2月から国の補助を受け、保育士等の処遇改善を行う民間保育所に対して、町が交付金を交付することで雇用環境の整備及び処遇の改善に努めています。
②子ども医療費の助成については、18歳までの通院・入院費の助成	2024年10月から対象年齢を18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大するよう準備をしています。
③子どもの貧困について、誰もが利用しやすい居場所づくりの推進、フードバンクなどのNPO団体への支援、学校等による生理用品の無償提供等の支援と相談支援体制の強化	誰もが利用しやすい居場所として、総合子育て支援センター「うららん」や各地区の児童館があります。引き続き、利用啓発を行っていくとともに、子ども食堂をはじめとした地域の居場所の支援も行っていきます。 学校での生理用品の無償提供については、持ち合わせがない場合や急を要する場合など、児童生徒に提供しています。また、保健室において生理用ナプキンを提供することで、養護教諭が児童家庭環境の把握に努め、相談・支援を行っています。
④「県民の日学校ホリデー」において、親が休めない家庭もある為、児童クラブなど子どもの居場所の確保と、地域企業や関係団体と連携し、子どもたちが楽しく過ごせる取り組みの推進	2023（令和5）年度の「県民の日学校ホリデー」においては、児童クラブを朝から開設し、親が休めない家庭の子どもの居場所を確保しました。今後は、地域で活動する団体等とも話し合いを行い、協力しながら取り組めることの検討を進めていきます。 また、中央図書館やうのはな館を始めとした公共施設、中部国際空港セントレアなどの地域企業と連携し、子どもたちが楽しく過ごせる取り組みを来年度以降も発信していくこととします。 あわせて、「県民の日学校ホリデー」には、親が休みを取得し、子どもと一緒に過ごすことができるように、企業には制度の周知を通じて協力を求めて行きます。
(3) 医療体制の充実	
①骨髄提供者助成事業整備への働きかけ	本町では、2016（平成28）年度から骨髄移植提供者、2019（令和元）年度からは骨髄移植提供者の方が勤務する事業所に対して、すでに助成事業を実施しています。 今後は、助成事業を継続実施するとともに、町内の献血協力企業等に対し、チラシの配布等の周知依頼を行っていきます。
(4) 高齢者福祉	
①介護職員処遇改善加算の申告の徹底、介護従事者の働きがいのある職場づくりの推進	保険者である知多北部広域連合において、地域密着型サービス事業所への指導・監督を通じて介護従事者の労働条件・環境の改善を促しています。また、介護職員処遇改善加算の届出については、事業所へ適宜通知を行い、申告の徹底を図っています。
②介護施設での虐待やハラスメント防止のための研修、指導の充実	保険者である知多北部広域連合において、介護施設への指導・監督時に事故報告等を確認し、必要に応じて聞き取りを行うとともに、施設の安全対策について、適宜、改善指示を行っています。また、指導時に、併せて安全対策や防止対策の有無について確認をしています。介護施設全体に対して研修・指導を行うことについては、知多北部広域連合と協議の上、検討していきます。
③孤独死防止にむけた民生委員等による孤独高齢者の掘り起こしと関係団体との連携支援	孤独死される方をはじめ、社会的な孤立が地域課題となっています。本町では、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、様々な分野の専門機関が連携し、問題解決に向けて取り組んでいます。重層的支援体制整備事業として、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複合化・複雑化した地域課題に対応していきます。

4. 安全で安心して生活できる社会の構築（暮らし政策）	
(1) 防災・減災対策	
①災害時要配慮者への正確な情報伝達と安全な避難行動に向けた対策	<p>災害時要配慮者への正確な情報伝達については、防災行政無線のほか、町ホームページやLINE、登録制メール、SNS、Lアラートなどを活用し、テレビ、ラジオをはじめ、できるだけ多くの手段を用いて、緊急情報を迅速に伝達できるよう努めていきます。</p> <p>安全な避難行動については、民生委員や自主防災会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、今年度から個別避難計画を作成していく中で、より避難行動への対策が具体化されていくものと考えています。</p>
②災害時に連携できるよう、地域住民・企業・NPOなどの関係団体が平時から「顔の見える関係」を構築できる場の設置	<p>災害時に関係団体が連携できるよう、総合防災訓練などにおいて、地域住民や企業などの連携を図っています。</p>
③帰宅困難者等の受け入れ施設となる公共施設の周知徹底と徒歩帰宅支援ステーションの拡充	<p>帰宅困難者対策については、2006年に石油製品販売業者と徒歩帰宅者支援に関する協定を締結し、2007年に徒歩帰宅困難者支援マップを作成しています。</p> <p>また、2018年度に徒歩帰宅困難者支援マップを更新し、イオンモール東浦などで配布しています。</p> <p>引き続き、徒歩帰宅ステーションの拡充や周知を図っていきます。</p>
④豪雨災害を防止するため、道路冠水想定箇所の現状点検と冠水防止にむけた対策整備の推進	<p>道路パトロールの実施及び住民の皆さんのご協力もいただきながら、水路内の堆積物やグレーチングの草の詰まりといった排水を阻害する要因に対し、定期的な浚渫など冠水防止に向け、適切な維持管理をしていきたいと考えています。</p>
(2) 防犯・交通事故削減への整備	
①関係機関と連携した交通安全対策の強化	<p>交通安全対策について、通学路等の危険箇所の改善を関係機関と協議し、安全確保に努めていきます。</p>
②自転車の自賠責保険の加入促進。ヘルメット着用の周知強化と購入補助制度活用に向けた周知	<p>愛知県が2021年4月1日に施行した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、2021年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化となりました。学校や町内企業、自転車小売店等と協力し、自転車利用者や購入者等に対して、必要な情報提供を行いながら、自転車の安全で適正な利用の促進に努めていきます。</p> <p>また、ヘルメット着用について広報誌やキャンペーン等で啓発活動を行っていくとともに、引き続き自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。</p>
③「侵入盗」、「自動車盗」への対策強化と防犯カメラ等の犯罪抑制となる機器の設置および増設	<p>侵入盗、自動車盗等への対策として、防犯キャンペーン等で啓発物品の配布を行うとともに、各地区において定期的又は必要に応じてパトロールを実施していただくなど、啓発活動を行っています。なお、防犯カメラ等の犯罪抑制となる機器は警察と相談のうえ、町内の主要地点には設置したために増設は行いませんが、今後は既存の機器の更新を行いながら維持管理をしていきます。</p>

<b>(3) 差別のない社会の実現</b>	
①人権が尊重されるまちづくり条例の制定	<p>基本的人権の尊重は、社会における共通の原理であり、日本国憲法の理念とするところであることから、条例制定を行う予定はありません。なお、すべての方の人権が尊重され生活できるよう、子ども、高齢者、障がい者、女性、外国人、性的マイノリティの方など個々の分野できめ細やかな施策を推進していきます。</p>
②L G B T 理解増進法に基づき、多様性に対する理解促進に向けた啓発強化	<p>性的マイノリティや、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない町民の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。</p> <p>また、L G B T Q + についての基礎知識を習得し、当事者のおかれた状況を理解するとともに、役場職員としての適切な対応を学ぶため、職員研修を行うとともに、広報紙や講座等を通じて、多様な性に対する理解促進を図っていきます。</p>
③就職採用選考における差別防止する為、「統一応募用紙の使用」「個人の適正・能力判定に不要な質問の禁止」「健康診断は必要な特定職種に限定」を企業や関連団体等に周知徹底	<p>町商工会と連携し、町内企業の状況把握に努め、適宜、企業や関連団体等へ周知を図ります。</p>
<b>(4) 健全な消費社会と環境社会の実現</b>	
①特殊詐欺等の対策、周知、相談窓口の体制強化と若年層にむけた啓発強化	<p>特殊詐欺等への対策として、特殊詐欺等被害防止対策機器を設置した者に対し、購入及び設置に要する費用の一部を補助する特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金を令和6年度から新設しました。</p> <p>また、特殊詐欺等に関する周知は、町広報紙や町ホームページなどで周知を行っています。</p> <p>相談窓口としては、知多半田消費生活センターや半田警察署で体制を整えておりますので、相談窓口の周知についても十分に行ってまいります。また、若年層については、東浦高校や二十歳のつどいなどと連携しながら、適宜、成人年齢引き下げによる契約などについて周知を行っていきます。</p>
②脱炭素社会、持続可能な社会をめざした生活様式転換の周知・啓発とプラスチックゴミ排出量の削減に向けた啓発	<p>脱炭素社会、持続可能な社会の実現に向け、引き続き、町広報紙やホームページなどを通じて、消費行動の変容やライフスタイルの変革を促すための周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>また、プラスチックごみの排出抑制・資源循環を推進するため、使い捨てのプラスチック製品の使用を控えることや代替品の使用推奨などの啓発活動をすすめてまいります。</p>
<b>5. 生活者に寄り添った行政運営の構築（地域・行政改革政策）</b>	
<b>(1) 公契約条例の制定の推進と適正な運用</b>	
①公契約を活用した適正な労働条件の確保とさらなる政策推進と検証検討会議等設置済みの市町村は、関係団体と連携を図り、早期に条例の制定	<p>公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により発注関係事務の運用に関する指針が示されておりますが、労働者の賃金を始めとするさまざまな勤務条件に関する基準については、1つの自治体では容易に解決できないことから、市町村ごとの条例制定ではなく、国や県が中心となって必要な措置を講ずるよう働きかけていきます。</p>
<b>(2) 政治への参画</b>	
①投票日の周知徹底と共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定	<p>投票日については、町広報紙やホームページ、SNS等への掲載により、周知を図っています。</p> <p>共通投票所の設置については、各投票所情報を共通で管理する為にシステム導入及びネットワークの改修工事を行う必要があります。導入にあたっては、共通投票所の導入市町の状況などを踏まえ、他の投票区に行く人が多く見込まれるのか、削減できる投票所があるのか等も併せて慎重に検討を行っていく必要があり、現在のところ共通投票所を設置する予定はありません。</p> <p>期日前投票所の投票時間については、役場以外に期日前投票所を設置する予定がない為、現在の役場の期日前投票所は、公職選挙法で定められた投票時間で引き続き実施していきます。</p>

(3) 健全な財政の運営	
①歳出についての政策・行政評価、情報公開と効率的な執行	行政評価を用いて施策の成果や効率性を評価し、その結果に基づいた改善を次の企画立案や事業実施に反映するためのPDCAサイクルを確立します。また、行政評価結果をホームページで情報公開することで、住民の皆さんへの説明責任を果たし、透明性が高く、効率的な行政運営を行います。
(4) 良質で公平な公共サービス	
①非常勤職員や会計年度任用職員と常勤職員との均等・均衡待遇の確保	会計年度任用職員については常勤職員と同様の支給率で期末手当の支給をしており2024（令和6）年度から勤勉手当についても常勤職員と同様の支給率で支給する予定です。また、報酬や期末手当については常勤職員と同様に人事院勧告を反映するなど、均等・均衡待遇の確保に努めています。
②各種行政手続の電子化をはじめとする行政運営のデジタル化の推進と多言語化の推進	<p>各種行政手続・行政運営のデジタル化については、県下市町村で共同利用している電子申請・施設予約システムを活用していくとともに、LINEの機能拡充などデジタル化を推進し、町単独での住民の利便性向上に努めています。</p> <p>多言語化の推進としては、ポルトガル語、英語・タガログ語以外の言語に、三者間通訳機器を導入することで、在住外国人の方が言葉の壁等により地域から孤立することのないようしています。</p>